

議案第90号

農山漁村振興交付金／周遊・滞在型観光推進事業補助金 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」新築工事(建築工事) 請負契約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年勝山市条例第9号)第2条の規定に基づき、条件付き一般競争入札に付した農山漁村振興交付金／周遊・滞在型観光推進事業補助金 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」新築工事(建築工事) 請負契約を変更するため、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 農山漁村振興交付金／周遊・滞在型観光推進事業補助金 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」新築工事(建築工事)
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 金184,800,000円
- 4 契約の相手方 株式会社豊栄建設、大北久保建設株式会社、農山漁村振興交付金／周遊・滞在型観光推進事業補助金 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」新築工事(建築工事) 特定建設工事共同企業体
- 5 工 期 変更前 令和元年6月17日から令和2年3月27日まで  
変更後 令和元年6月17日から令和2年4月30日まで

令和2年3月23日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

農山漁村振興交付金／周遊・滞在型観光推進事業補助金 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」新築工事(建築工事) 請負契約を変更するため、この案を提出する。